官　報　　平成22年11月10日 水曜日　（号外第 236 号）

〔 省　令 〕

○食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一一八）

ー告 示ー

○厚生労働省告示第三百八十二号

食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号）第十一条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次のように改正する

第2添加物の部C試薬・試液等の項 11 参照赤外吸収スペクトルのフェニル酢酸エチルの目の次に次の一目を加える。

フェネチルアミン

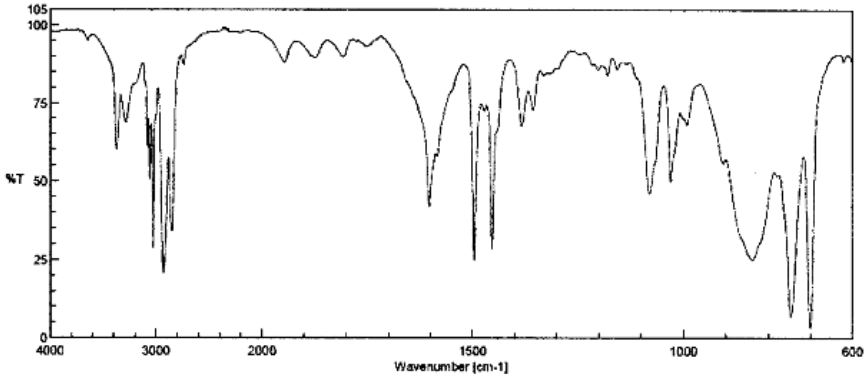

第2添加物の部C試薬・試液等の項 11 参照赤外吸収スペクトルのブタノールの目の次に次の一目を加える。

ブチルアミン

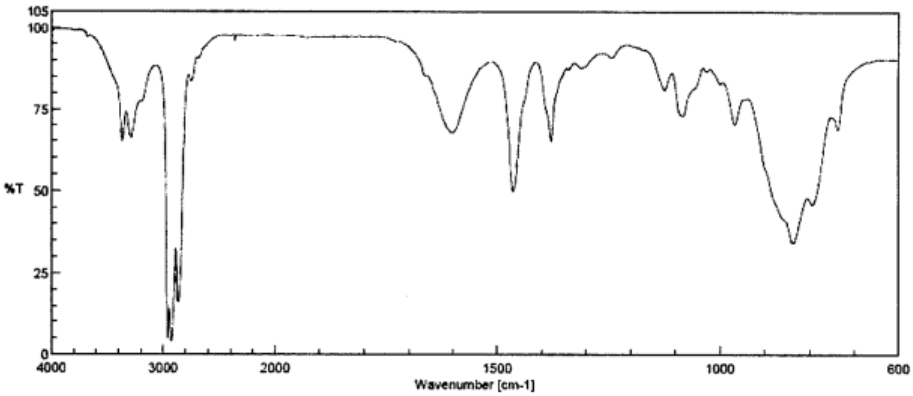

第2添加物の部D成分規格・保存基準各条の項フェニル酢酸エチルの目の次に次の一目を加える。

フェネチルアミン

Phenethylamine

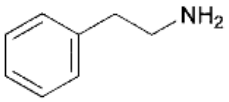

$C_8H_{11}N$　　分子量 121.18

2-Phenylethylamine　［64-04-0］

含　　量　本品は，フェネチルアミン（$C_8H_{11}N$）95.0％以上を含む。

性　　状　本品は，無～淡黄色の透明な液体で，特有のにおいがある。

確認試験　本品を赤外吸収スペクトル測定法中の液膜法により測定し，本品のスペクトルを参照スペクトルと比較するとき，同一波数のところに同様の強度の吸収を認める。

純度試験（1）屈折率n_D^{25} ＝1.526～1.532

（2）比重　0.961～0.967

定 量 法　香料試験法中の香料のガスクロマトグラフィーの面積百分率法の操作条件（1）により定量する。

第2添加物の部D成分規格・保存基準各条の項ブタノールの目の次に次の一目を加える。

ブチルアミン

Butylamine

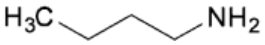

$C_4H_{11}N$　　分子量 73.14

Butylamine　［109-73-9］

含　　量　本品は，ブチルアミン（$C_4H_{11}N$）99.0％以上を含む。

性　　状　本品は，無～黄色の透明な液体で，特有のにおいがある。

確認試験　本品を赤外吸収スペクトル測定法中の液膜法により測定し，本品のスペクトルを参照スペクトルと比較するとき，同一波数のところに同様の強度の吸収を認める。

純度試験（1）屈折率 n_D^{20} ＝1.398～1.404

（2）比重 d_{25}^{25} ＝0.732～0.740

定 量 法　香料試験法中の香料のガスクロマトグラフィーの面積百分率法の操作条件]により定量する。ただし，カラムは，内径0.25～0.53mm，長さ30～60mのケイ酸ガラス製の細管に，ガスクロマトグラフィー用ジメチルポリシロキサンを 0.25～1μm の厚さで被覆したものを使用する。

第2添加物の部F使用基準の項フェニル酢酸エチルの目の次に次の一目を加える。

フェネチルアミン

フェネチルアミンは，着香の目的以外に使用してはならない。

第2添加物の部F使用基準の項ブタノールの目の次に次の一目を加える。

ブチルアミン

ブチルアミンは，着香の目的以外に使用してはならない。

以上